

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十月五日

指令川建セ第二七〇〇五三〇号

二 検査済証番号

平成二十八年二月二十四日

川建セ第二七〇〇八八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字木ノ下九百九十五番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字北峰字大河原八番七

社会福祉法人ありす福祉会 理事 宮倉 裕二